大規模小売店舗立地法に基づく届出について (公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次の大規模 小売店舗の廃止の届出について公告する。

令和3年1月28日

岡山市長 大森 雅夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ灘崎店 (協同組合灘崎ショッピングセンター) 所在地 岡山市南区西高崎 5番地 3 0 4 ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ 住所 岡山市南区平福一丁目305番地の2 代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

- 3 大規模小売店舗の廃止前の店舗面積の合計 2,637㎡
- 4 大規模小売店舗の廃止後の店舗面積の合計 0 m²
- 5 大規模小売店舗の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日(廃止年月日) 令和3年2月6日
- 6 変更する理由 店舗建替えにより大規模小売店舗立地法第5条第1項の届出を行うため廃止
- 7 届出年月日 令和3年1月22日